

令和6年第4回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和6年12月6日（金）午前10時開議

- 日程第1 議案第66号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部
免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第67号 取手市行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第68号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第69号 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について
議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第2 議案第71号 市道路線の認定について
議案第72号 市道路線の変更について
議案第73号 指定管理者の指定について
議案第74号 指定管理者の指定について
-
- 日程第3 議案第75号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）
-
- 日程第4 議案第76号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2号）
議案第77号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）
議案第78号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
-
- 日程第5 意見書案 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書について
第7号
-
- 日程第6 意見書案 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書に
第8号 について
-
- 日程第7 休会の件

議案付託表

令和6年第4回定例会

○総務文教常任委員会

事件の番号	件名
議案第66号	取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第67号	取手市行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第69号	取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について
議案第70号	取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
議案第75号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項）

○福祉厚生常任委員会

事件の番号	件名
議案第73号	指定管理者の指定について
議案第74号	指定管理者の指定について
議案第75号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項）
議案第76号	令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第77号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第78号	令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○建設経済常任委員会

事件の番号	件名
議案第68号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第71号	市道路線の認定について
議案第72号	市道路線の変更について
議案第75号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項）

議案第75号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）
質疑通告一覧表

令和6年第4回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨	議案書の ページ
1	根岸裕美子 議員	路線バス継続支援補助 金について	1 補助金交付に至った経緯と現状 2 住民との意見交換の場では、どのよう なことが話し合われたか	P23

意見書案第7号

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年12月6日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 本田 和 成

〃 〃 遠山 智恵子

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書（案）

30年前、「政治改革」論議の中で「企業・団体献金禁止」と引き換えにという名目で政党助成金が導入されました。それにもかかわらず、今日まで「企業・団体献金」は禁止に至らず、政党助成金との「二重取り」といわれる事態が続いています。

政治資金パーティーの名で、脱法的に企業・団体献金を長期にわたって集め、政治資金収支報告書に記載しないなど、裏金をつくっていたという疑いが取り沙汰されています。

物価高から暮らしを守るために苦勞している国民の裏金疑惑への怒りは、総選挙での与党過半数割れという結果にあらわれたと言わざるを得ません。これまで、「政治とカネ」にまつわる事件は、公職選挙法・政治資金規正法違反で国会議員の辞職や大臣辞任などが繰り返されてきました。裏金疑惑の発端となった企業・団体献金には本質的に賄賂性があると考えられ、金で政治をゆがめる最大の原因となっています。

11月21日に発表された自民党の政治改革案は、肝心の企業・団体献金には一切触れていません。「政治とカネ」の問題を解決する上で、企業・団体献金の全面禁止は必須で、今や多くの政党がこの方向で基本的に一致しています。

よって、国会及び政府に対し、企業・団体献金の全面禁止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣

意見書案第8号

現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年12月6日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 本 田 和 成

〃 〃 遠 山 智恵子

現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書（案）

令和6年12月2日から、現行の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化することになりました。

現行の健康保険証の廃止は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」上、任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上でも大きな問題があります。

さらに、オンライン資格確認システムでのエラーやトラブルが、いまだ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとは言えず、マイナ保険証の使用率は10月時点で15.67%にとどまっています。

また、マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくなる懸念や、医療機関においてもマイナ保険証に対応しきれない医院などが一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ないという現状もあります。日本の医療保険制度は、誰でもひとしく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っていますが、上記のような状況になれば同制度は機能不全に陥りかねず、地域住民の健康の安全性を大きく損なう事態になることも懸念されます。

健康保険証発行を廃止することを撤回し、現行の健康保険証を存続し、マイナ保険証との両立を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 デジタル大臣